

## 令和元年度 コンテンツ活用ブランド力アップ補助金 交付要綱

### (通則)

第1条 茨城県が、有限会社つくばインキュベーションラボ（以下、「運営事務局」という。）を運営事務局として実施する、コンテンツ活用ブランド力アップ補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 県内事業者が自社商品やサービスの高付加価値化、販路拡大、ブランディングなどのためにコンテンツ等を活用する場合、その費用の一部を補助することにより、県内事業者が競争力や成長性を高め、本県経済の活性化に寄与することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において「コンテンツ等」とは、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に掲げるもののほか、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第1項に定めるものをいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社又は個人をいう。

3 この要綱において「会社」とは、株式会社（特例有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社及び士業法人をいう。

4 この要綱において「士業法人」とは、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び行政書士法人をいう。

5 この要綱において、「県内事業者」とは、茨城県内に本社もしくは主たる事務所を有する法人（大企業（中小企業者に該当しない会社）を除く。）、個人をいう。ただし、法人のうち、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している法人、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している法人、大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人は除く。

6 この要綱において「事業者グループ」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 2以上の県内事業者により構成されるグループであって、事業の実施に関する協定を締結している、又は、運営規約に基づく事務処理体制が確立している等、グループの能力から運営事務局が実施主体として認めるものであり、且つ、中核的役割を担う代表事業者及び総構成員の3分の2以上が県内事業者者に該当するもの。

(2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会であって、総組員の3分の2以上が県内事業者者に該当するもの。

7 この要綱において「クリエイター等」とは、コンテンツ等の事業を営む法人又は個人のクリエイターをいう。

(補助対象事業)

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自社の経営課題を解決する（新規商品やサービス等の開発、既存商品やサービス等の高付加価値化、販路の拡大、業務効率化を図るための自社業務の改善、ブランディング等）ために、クリエイター等と連携し、新たにコンテンツ等の活用を行う取組で、他の事業者にとって参考となるコンテンツ等活用のモデルケース（先進的な知的財産活用事例等）になりうる取組とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、県内事業者又は事業者グループが補助対象事業の実施において、補助対象期間内に発生する、業務委託費としてクリエイター等に対して支払う経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費については、補助対象経費から除外する。

- (1) 本事業により制作したコンテンツ等の活用に係る経費（チラシ、ポスターの印刷費、パッケージ、キャラクターグッズ、着ぐるみ等の制作費、WEB通信費、DVD複製費等）
- (2) 消耗品、広告宣伝に係る費用等において、既存事業部門との区分不可能な共通経費
- (3) 食糧費、接待費等の個人消費的経費
- (4) 補助対象事業の実施に伴い発生する土地・建物の購入及び借上等に係る経費並びに、土木・建築等設備工事が発生する際の経費
- (5) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社に支払う経費（他の会社を経由した場合も含む。）
- (6) 事業者グループが補助対象事業を実施する場合、事業者グループを構成する事業者間（他の事業者を経由した場合も含む。）で支払う経費
- (7) 「中小企業団体の組織に関する法律」第3条第1項に定める事業協同組合等を設立する場合、その設立に関する経費

(補助対象者)

第6条 この要綱により補助を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、第4条に定めた事業を行う第3条で定めた県内事業者及び事業者グループとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除外する。

- (1) 食品の製造・販売等の事業を営む者
- (2) 補助対象事業について他の助成制度（補助金、委託費）等による財政的支援を受けている、又は受ける予定である者
- (3) 県税を滞納している者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定による茨城県における一般競争入札等の参加制限を受けている者

(補助対象期間)

第7条 補助対象期間は補助対象事業指定通知日から令和2年2月28日までとする。

(補助率等)

第8条 補助金は、補助対象経費の2分の1以内で、70万円を限度として、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助対象事業指定申請)

第9条 この要綱による補助金を受けようとする者(事業者グループの場合、グループの構成員のうちから選定された代表者)は、令和元年8月7日までに、補助対象事業指定申請書(様式1)、事業計画書(様式2)及び企業・団体概要(様式3)に必要な書類を添えて、運営事務局に提出しなければならない。

(補助対象事業指定通知)

第10条 運営事務局は、第9条の申請があった場合には、第21条に規定する「コンテンツ活用ブランドカアップ補助金審査委員会」(以下「委員会」という。)に付議し、その意見を聞いたうえで、補助対象事業指定の可否を決定するものとする。

2 運営事務局は、前項の規定により補助対象事業の指定について決定したときは、補助対象事業指定通知書(様式4-1)又は補助対象事業不指定通知書(様式4-2)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第11条 前条により補助対象事業指定通知を受けた者は、運営事務局が別に定める期間内に、補助金交付申請書(様式5)、事業計画書(様式6)及び企業・団体概要(様式7)に必要な書類を添えて、運営事務局に提出しなければならない。

但し、事業計画書(様式6)及び企業・団体概要(様式7)については、第9条の規定により提出した事業計画書(様式2)及び企業・団体概要(様式3)の内容に変更がない場合には、提出を要しない。

(補助金の交付決定)

第12条 運営事務局は、前条の申請があった場合には、補助金の交付決定の可否を決定するものとする。

2 運営事務局は、前条の申請内容が、補助対象事業指定時の事業計画と相違する場合には、委員会に付議し、その意見を聞いたうえで、補助金の交付決定の可否を決定することができる。

3 運営事務局は、第1項の規定により補助金の交付について決定したときは、補助金交付決定通知書(様式8-1)又は、補助金不交付決定通知書(様式8-2)により、申請者に通知するものとする。

(計画変更の承認等)

第 13 条 補助事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ運営事務局に相談の上、計画変更承認申請書(様式 9)を運営事務局に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

イ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ロ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止しようとするとき。

2 運営事務局は、前項の申請があった場合には、その内容を審査し、その計画変更がやむを得ないと認めるときは、計画変更承認通知書(様式 10-1)又は計画変更不承認通知書(様式 10-2)により、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了(前条の規定による中止の承認を受けたときを含む。)したときは、その日から 30 日以内又は令和 2 年 3 月 6 日までのいずれか早い日までに、事業完了報告書(様式 11)、事業実績報告書(様式 12)に成果物(制作したコンテンツ等又はそれが分かる写真、電子媒体等)と必要な書類を添えて、運営事務局へ提出しなければならない。

(補助金確定額の通知)

第 15 条 運営事務局は、前条の報告を受けた場合には、その内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定額通知書(様式 13)により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 16 条 運営事務局は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合等には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 法令、本要綱又は本要綱に基づく運営事務局の指示に違反した場合

(2) 補助金申請又は補助事業において、不正、虚偽、その他不適正な行いがあった場合

(3) 補助金の交付決定後に補助事業と同様の事業において他の助成制度(補助金、委託費等)による財政的支援を受けた場合

(4) 前 3 号の規定のほか、運営事務局が補助金の交付について不相当と認める場合

2 運営事務局は、前項の規定による取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金を交付しているときは、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 運営事務局は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)における加算金及び延滞金についての規定に準じた年利で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(帳簿等の整備)

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、これを保存しなければならない。

(財産の管理)

第 18 条 補助事業者は、補助金により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

(財産処分の制限)

第 19 条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の備品及びその他の財産を運営事務局の承認を受けずに、処分してはならない。ただし、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後 5 年を経過する日を超えた場合はこの限りではない。

(事業成果の公表・普及)

第 20 条 補助事業は、原則として一般に公表することとし、運営事務局が成果普及のための事業を行うときは、補助事業者はこれに協力しなければならない。

(審査委員会の設置)

第 21 条 第 10 条第 1 項によりその権限に属する事項を審議するため、コンテンツ活用ブランドカアップ補助金審査委員会を置く。

2 委員会の組織及び運営については、運営事務局が別に定める。

(その他)

第 22 条 運営事務局は、この要綱に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項を別に定めることができる。

付 則

この要綱は、令和元年 6 月 7 日から施行する。